

平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）に係る事務の執行について

第 3 外部監査の結果 II 廃棄物対策に係る監査結果について

II - 4. 廃棄物指導業務について

1. 事業者に対する分別及び適正処理指導業務（大規模建築物関連、事業所管理台帳更新事務）について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
①指導対象事業者の網羅性について【収集業務課】 （報告書 P177） 収集業務課では、毎年電話帳の業者から購入した事業者リストを、収集許可業者から報告を受けた契約事業者と照合し、収集業者と契約をしていない可能性のある事業者をリストアップしている。その事業者数は、平成 27 年 9 月 25 日時点で 11,223 件である。これらの事業者に対しては直接訪問して指導することは実施されてはならず、委託業者による家庭ごみステーションの監視指導（年 1 回、12 月～1 月に実施）、商工会議所を通じて配布する事業所向け広報誌「リサイクリーンちば」への適正処理に関する記事の掲載及びごみステーションを管理する自治会等からの通報や開封調査で不適正排出が判明した場合に訪問指導することによって適正排出を促している。 しかし、実際にリーフレットを配るだけでは適正排出指導の実効性は担保されず、小規模事業者が排出する事業系廃棄物が、家庭系ごみとして排出されている危険性も想定することができる。これは他の事業者との公平性を欠く行為である。また、収集業者と未契約の大規模建築物関連以外の事業者であっても、他の事業者（親会社、チェーン店単位等）と一緒に収集業者と契約している例もあり、収集業者との契約が実際に必要な業者であるか否かを判断できない状況にある。 そのため、収集許可業者と未契約の事業者の排出しているごみ量を把握することができないということで、現在の人員体制に基づく適正な職務分掌が組めない状況にある。 【指摘】 収集業者と契約をしていない小規模事業者が排出する事業系廃棄物が、家庭系ごみとして排出されている可能性が高く、他の事業者との公平性を	事業所ごみの家庭ごみステーションへの不法投棄に関する初動調査・指導業務については、環境事業所の所掌事務とした。 また、収集運搬業許可業者と契約をしていない小規模事業者等への適正排出指導については、平成 28 年度から、対象事業者への訪問調査指導を実施している。

欠く行為であり、収集業務課として、また、環境事業所を含めて、資源循環部全体としての組織的取り組み（収集業務課及び環境事業所の職務分掌の見直し等）を検討し、早急な対応策を講じられたい。家庭系のごみ量削減抑制に悪影響を及ぼす要因でもあるため、可能なかぎり早い対応が求められる。